

## 法改正と対応



### バス運転手「蒸しパン」でアルコール検出され処分！？

令和4年10月末に、大阪府高槻市の市営バス運転手が出勤前に「蒸しパン」を食べたことが理由で、乗車前に行ったアルコールチェックにてアルコールが検出されて処分されたというニュースがありました。

今回のアルコールチェックで検出されたアルコール分は、呼気1リットル中のうち0.11ミリグラムで、道路交通法による飲酒運転の基準では0.15ミリグラムとなっており、高槻市の内規では道路交通法の基準より厳しい0.07ミリグラムまでと設定されていたことから、厳しく設定された基準を上回った量が検出されたことにより処分されたというものです。

アルコール検知器（チェッカー）は、「飲酒」検知器ではないため、食品に含まれる微量のアルコール成分でも口腔内に残存する間は食品に含まれるアルコールを正確に検知されるそうです。

飲食物の中には、アルコールそのものが含まれていたり、製造・加工過程でアルコールが使用され、微量にアルコールが含まれていることがある。

たとえば、「あんぱん」「清涼飲料水」「栄養ドリンク」「サンドイッチ」でも検出される。そのほか、調査結果によると「肉」「ゼリー」「焼き菓子」「わさび漬け」「目覚まし飲料」なども検出されることがわかっている。

令和4年4月からは改正道路交通法により、バス、タクシー、トラック運送業といったような業種以外の**すべての会社でも会社の車を運転する前にアルコールチェックが義務**付けられています。

飲酒やお酒を使用した食べ物（なら漬など）を食べない限り、道路交通法の基準値を超えるようなアルコール量が検出される可能性は低いかもしれませんが、中には車の運転を必要とする職種等については、企業で厳しい基準が設定されることもあるかもしれません。

アルコール検知器メーカーも「測定の15分前からは飲食しない」よう注意を促しておりますので、ぜひ、検査前15分は飲食しないよう注意が必要でしょう。

万が一、飲食してしまった場合には、水でうがいをするのも一定の効果があるみたいです。

事業所の取組強化!  
飲酒運転根絶  
令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

- 令和4年4月1日施行
  - 乗車前後の運転者の状態を自覚等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
  - 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- 令和4年10月1日施行
  - 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
  - アルコール検知器を常時有効に保持すること。

警察庁・都道府県警察

## お知らせ

### 令和5年1月より、協会けんぽの各種様式が変更となります！

令和5年1月より、協会けんぽの各種申請様式の一部が変更となり、各種記入欄がマス目化されるなど、より分かりやすく・より迅速な給付金の支給等が可能となります。

### 様式を変更する主な申請書（届出書）

健康保険給付関係	任意継続関係
傷病手当金支給申請書	任意継続被保険者資格取得届出書
療養費支給申請書（立替払等）	任意継続被保険者被扶養者（異動）届
療養費支給申請書（治療用装具）	任意継続被保険者資格喪失届出書
限度額適用認定申請書	任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届
限度額適用・標準負担額減額認定申請書	
高額療養費支給申請書	
出産手当金支給申請書	
出産育児一時金支給申請書	
出産育児一時金内払金支払依頼書	
埋葬料（費）支給申請書	
特定疾病療養受療証交付申請書	
	被保険者証等再交付関係
	被保険者証再交付申請書
	高齢受給者証再交付申請書

新様式は協会けんぽの Web ページよりダウンロードできますので、確認のほどお願い致します。なお、令和5年1月以降に旧様式で申請した場合には、事務処理に時間が要する場合がありますので注意が必要です。

## その他



### インフルエンザに要注意！



今年の冬は「新型コロナウイルス」と「季節性インフルエンザ」が同時流行しそうであるといわれています。

厚生労働省でも**新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種については**、単独で接種した場合と比較して、有効性及び安全性が劣らないとの報告があることを踏まえ、**実施が可能**とされています。ただし、**新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外のワクチンの同時接種については**、現時点で安全性に関する十分な知見が得られていないため、**実施できません**。互いに、片方のワクチンを受けてから**2週間後に接種可能**です。

フクシマ社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F  
TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104  
E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

